

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年11月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 早く日本から出ていけという趣旨の記載をした表現

イ 国にゴホームという趣旨の記載をした表現

ウ 死ねという趣旨の記載をした表現

エ 国にお帰りくださいという趣旨の記載をした表現

オ 今すぐに死ねという趣旨の記載をした表現

カ 国に帰れ。寄生虫そのものという趣旨の記載をした表現

キ 日本から出て行けという趣旨の記載をした表現

ク 何を言っても相手にしない。国に帰れという趣旨の記載をした表現

ケ 日本から出ていけ、帰国したら死刑だけどという趣旨の記載をした表現

コ 日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とすという趣旨の記載をした表現

サ 国に帰れという趣旨の記載をした表現

シ 今すぐに日本から出ていけという趣旨の記載をした表現

(2) インターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」へ、上記(1)アからシまでの表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

(3) インターネット上の特定のウェブサイト「5ch勢いランキング」へ、上記(1)アからシまでの表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

(4) インターネット上の特定のウェブサイト（ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト）へ、上記（1）アの表現を含む投稿を転載した行為及び本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア ○○（朝鮮人の蔑称。以下同じ。）と侮蔑する趣旨の記載をした表現

イ ○○は石ころで頭をぶち割ればいいという趣旨の記載をした表現

(5) インターネット上の特定のウェブサイト（ブログサービスを利用して2ちゃんねるの投稿をまとめたサイト）へ、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、特定の市民等を対象とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 今すぐに死ねという趣旨の記載をした表現

イ ○○は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にするという趣旨の記載をした表現

ウ 必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけという趣旨の記載をした表現

エ 死ね、○○という趣旨の記載をした表現

オ 国に帰りたくないなら死ねという趣旨の記載をした表現

カ 朝鮮半島に帰れという趣旨の記載をした表現

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1（1）から（5）までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1（1）の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

(2) 上記1（2）の表現を含む投稿について、「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社に削除を要請した。

(3) 上記1（3）の表現を含む投稿について、「5ch勢いランキング」の運営者に削除を要請した。

(4) 上記1（4）の表現を含む投稿について、ブログサービス（ライブドアブログ）を運営するLINE株式会社に削除を要請した。

(5) 上記1（5）の表現を含む投稿について、ブログサービス（ライブドアブログ）を運営するLINE株式会社に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和2年11月20日

5 その他

- (1) 上記1 (1) から (5) までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。